

CONPAS 運用に於ける車両通し番号マグネット貼付試行 募集要項

1. 試行の概要

(1) 試行の内容

車両ドアサイド左右2箇所のマグネット貼付による試行
(別紙「車両通し番号貼り付けについて」)

(2) 試行の目的

車両通し番号については、現状車両運転室の天井・前面・車両ドアサイドの4箇所にシール貼り付けとする運用ルールとしているが、車両ドアサイドのシール2枚の貼り付け方法について、マグネット式貼り付けをCONPASに参加する海コン事業者への選択肢として導入を検討するもの。

(3) 試行実施期間

手続き完了時点より令和7年1月末まで
(申し込みの受付期間や申し込み方法については下記3「試行までの流れ」の通り)

(4) 試行場所

大阪港 DICT

(5) 試行の検証方法

- ① CONPAS 運営者側 (弊方) 手配の待機場内の予約確認員により、運用上支障事例の有無の記録を実施
- ② DICT 殿・海上コンテナ輸送事業者・CONPAS 運営者他関係による試行経過概ね2ヶ月時点 (令和6年12月末) での上記①実績の確認と支障事例のある場合の改善策・防止策の検討と実行。1月に改善策・防止策を講じた上で、試行実施期間終了以降通常運用開始の可否の判断を行う。

(6) マグネットの手配について

試行に必要なマグネットについては試行参加事業者で手配する。※

※試行に必要なマグネットの購入に伴う費用については、試行参加事業者からの請求により、阪神国際港湾㈱が負担するが、本試行終了後、通常運用開始以降にマグネット式貼り付けを行う場合、各事業者が手配し費用負担とするものとする
(別途申請様式への記載が必要となる。申請様式への記載については下記5.「参加申請書の提出」の通り)

2. 試行の参加資格

以下の①から③のいずれかを有するもの、且つ④を遵守できるもの。

- ① Cyber Portより陸運事業者としての利用申請が完了しており、且つ、阪神港のCONPASを利用中あるいは利用可能な状況にあるもの
- ② Cyber Portより陸運事業者としての利用申請が完了しているが、阪神港のCONPAS

への利用手続き中のもの

- ③ 参加申請書の提出までにCyber Portより陸運事業者としての利用申請が完了し、
阪神港COMPASの利用手続き申請できるもの
- ④ 試行実施から令和6年12月末までにマグネット式貼り付け申請台数当たり平均5回
以上のCOMPAS予約によるゲート入場が可能なもの

3. 試行実施までの流れ

上記2.「試行の参加資格」①から③において、試行実施までの流れが異なる。

それぞれの流れは以下のとおり。

〈試行の参加資格①の場合〉

- ・参加申請書の提出 令和6年11月6日（水）まで（※1）
 - ・試行参加可否の連絡 参加申請書提出より1週間以内（※2）
 - ・立替金精算書の提出 令和6年12月6日（金）まで（※3）
- （※1）様式1参加申請書（マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、合わせて様式2見積額申告書）を阪神国際港湾㈱へ提出。発行済みの車両通し番号と同じ車両ドアサイドシール2枚を再発行するため、車両通し番号情報を参加申請書へ記載
- （※2）参加申請書提出後約1週間で阪神国際港湾㈱よりメールで連絡。その後、COMPAS利用車両の車両通し番号シール・マグネットの貼り付けが完了次第、試行に参加可能。
- （※3）マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、納品書のコピー、マグネットを購入した会社からの領収書のコピーを様式3立替金精算書と共に提出

〈試行の参加資格②の場合〉

- ・参加申請書の提出 令和6年11月6日（水）まで（※1）
 - ・試行参加可否の連絡 参加申請書提出より1週間以内（※2）
 - ・立替金精算書の提出 令和6年12月6日（金）まで（※3）
- （※1）様式1参加申請書（マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、合わせて様式2見積額申告書）を阪神国際港湾㈱へ提出。
- （※2）阪神国際港湾㈱よりメールでご連絡差し上げます。その後、阪神港のCOMPASへの利用手続き、COMPAS利用車両の車両通し番号シール・マグネットの貼り付けが完了次第、試行に参加可能。
- （※3）マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、納品書のコピー、マグネットを購入した会社からの領収書のコピーを様式3立替金精算書と共に提出

〈試行の参加資格③の場合〉

- ・阪神港COMPAS利用手続申請 令和6年11月6日（水）まで（※1）
- ・参加申請書の提出 令和6年11月6日（水）まで（※1）
- ・試行参加可否の連絡 阪神港COMPAS利用手続申請・参加申請書提出より1週間以内（※2）

- ・立替金精算書の提出 令和6年12月6日（金）まで（※3）
- （※1）参加申請書提出期限までに阪神港 CONPAS 利用申請、様式1参加申請書（マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、合わせて様式2見積額申告書）を阪神国際港湾㈱へ提出
- （※2）阪神国際港湾㈱よりメールで連絡。その後、阪神港の CONPAS への利用手続き、CONPAS 利用車両の車両通し番号シール・マグネットの貼り付けが完了次第、試行に参加可能。
- （※3）マグネット購入に伴う費用を請求する場合は、納品書のコピー、マグネットを購入した会社からの領収書のコピーを様式3立替金精算書と共に提出

（参考）阪神港 CONPAS 利用申請について

4. 参加申請受付開始日、配布場所

（1）参加申請受付開始日

令和6年10月24日（木）

（2）申請資料配布場所

当社ホームページよりダウンロードすること。

https://hanshinport.co.jp/wp/wp-content/uploads/2_20241023_【press】CONPAS-magnet-trial.pdf

（3）参加申請資料

- ・募集要項
- ・申請様式一式
 - （様式1）参加申請書
 - （様式2）見積額申告書
 - （様式3）立替金精算書

5. 参加申請書の提出

（1）提出方法

E-Mail、またはFAXにて送付すること。

（2）提出期限

令和6年11月6日（水）17時必着

（3）提出書類※

- ①参加申請書（様式1）1部
- ②見積額申告書（様式2）1部

※マグネット購入に伴う費用を請求しない場合、様式2の提出不要。

※提出書類について、当社内で審査を行い、試行参加資格が満たない事業者と判断した

場合、不選定を通知する場合がある。

6. 立替金精算書の提出（見積額申告書の提出を行わず、マグネット購入に伴う費用を請求しない場合、提出不要）

（1）提出方法

原本を阪神国際港湾㈱へ提出。（提出先は下記8.「書類の提出先」の通り）

（2）提出期限

令和6年12月6日（金）17時必着

（3）提出書類

① 立替金精算書（様式3）1部

② マグネットを購入した会社からの納品書コピー（任意様式）1部

③ マグネットを購入した会社からの領収書コピー（任意様式）1部

（4）マグネット料金の支払い

立替金精算書の請求内容に基づき、令和7年1月末日までに阪神国際港湾㈱が立替金精算書記載の振込先にマグネット購入に伴う代金を支払う。

（5）立替金精算を行う場合のマグネットの取扱いについて

見積額申告書の提出を行い、立替金精算を希望するマグネットについては、立替金清算書の提出により所有権は阪神国際港湾㈱に譲渡され、試行期間中、阪神国際港湾㈱から申請者に無償で貸与されるものとする。申請者は、試行期間中、マグネットの管理を自らの責任において行い、利用するものとする。

試行期間の満了後、阪神国際港湾㈱はマグネットの所有権を放棄するものとし、マグネットの処分は申請者が自らの責任において行うものとする。

7. 注意事項

（1）2.「試行の参加資格」④を令和6年12月末まで達成できていない場合、あるいは本試行と別の目的でマグネットを利用したことが発覚した場合は、阪神国際港湾㈱は支払い拒否又は、本試行において支払った費用を返金頂くことがある。

（2）3.「試行の実施までの流れ」において、期日までに実施できない事業者は試行の参加できないこととなる。

（3）参加申請時に提出頂くマグネットの見積書については、その金額の妥当性を阪神国際港湾㈱において確認する。なお、妥当でない見積金額と判断した場合は参加をお断りさせていただく場合がある。

（4）試行において購入したマグネットの紛失等による車両通し番号シールおよびマグネット再発行の費用は試行参加事業者の負担とする。

（5）マグネットの紛失等により車両通し番号シールも紛失した場合、再度 CONPAS ヘルプデスクに車両通し番号シール再発行の申請が必要となる。なお、CONPAS ヘルプデスク

クによる申請受領からシールの発行までは数週間程度の期間を要することがある。

- (6) 試行参加事業者による支障（マグネット式通し番号の貼り忘れ、脱落、正当な番号でない通し番号シールの貼り付けなど）があった場合、ターミナルにおいて取扱を拒否することがある。また、試行参加事業者による支障により、正当ではないコンテナの搬入・搬出（誤搬入出）、ゲートでの正当な番号の確認と修正の為の作業と待機の発生が生じた場合の責任と費用負担は当該参加事業者の責による。
- (7) 試行参加事業者による支障があった場合、参加者にその改善策・防止策を通知する場合がある。参加者は通知された改善策・防止策に取り組むこと。
- (8) 試行参加事業者による支障の内容およびその改善策・防止策の取り組み状況によっては試行期間の末日を待たずに試行の利用を停止する場合がある。
- (9) マグネット代金以外（例：貼り付け作業料）の費用は試行参加事業者の負担とする。
- (10) 本試行後の車両ドアサイドのシール2枚のマグネット式貼り付けについては、試行を受け、マグネット式貼り付け方法の通常運用可否を含めた決定した運用ルールに従うこと。

8. 書類の提出先・問い合わせ窓口

上記5.6の書類について、それぞれの提出期限にあわせて下記宛てに送付のこと。

(1) 書類の提出先

E-mail : business-d@hanshinport.co.jp

FAX : 078-855-3972

住 所 : 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 8-1-6-20F

(2) 問い合わせ窓口

阪神国際港湾株式会社 事業開発部

T E L : 078-855-2240

E-mail : business-d@hanshinport.co.jp

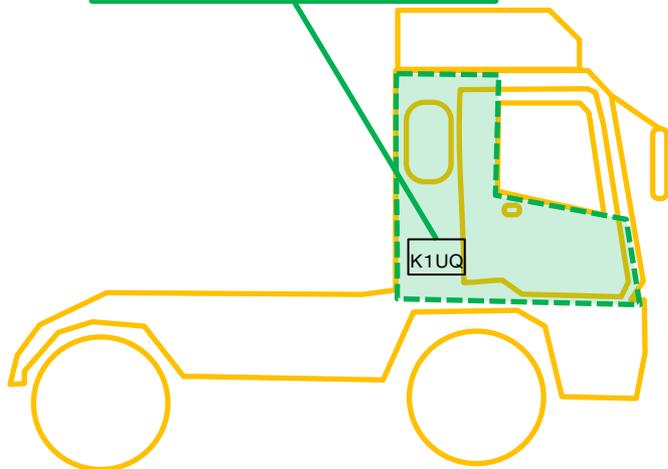
担 当 : 下田、加計、加柴、白神

以上

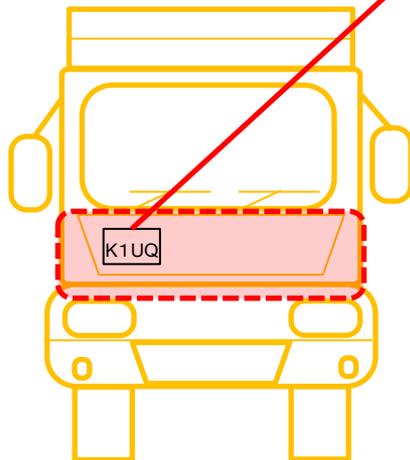
車両通し番号の貼付について

〈貼り付け位置〉

(※) 左右2箇所(小)

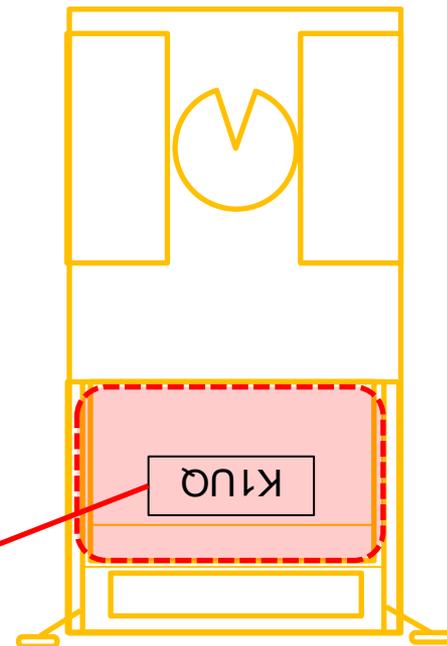


(※) 前面1箇所(小)



(※)

天井1箇所(大)
(荷役機械から見えやすい位置)



(※) 前面1箇所、天井1箇所はシール貼付による(従来通り)

(※) 左右2箇所(ドアサイド)のマグネット貼付による試行の実施

(車両ボディのリブ・デザイン等の状況に応じ、見えやすく剥がれにくい位置に貼り付け)